

地域包括ケアシステムの構築に向けた本市の取組について

◎ 趣旨

地域包括ケアシステムの構築に向けた本市の取組について報告するもの

1 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（以下、分科会）と第1層協議体との関係について

- ・ 「生活支援体制整備事業」における「協議体と生活支援コーディネーター」については、平成28年度の会議で御議論いただき、第3回会議（平成29年2月開催）において、当分科会を第1層協議体とすることとした。
- ・ 今後、地域包括ケアシステムに関する専門的な見地からの議論を深めることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向け、進捗管理等を行う組織の設置を検討している。
- ・ 第1層協議体としての当分科会には、医療・介護連携や生活支援体制整備（第2層協議体等）などの取組状況に関する進捗管理を行ったうえで、報告等を行うことを予定している。

2 地域包括ケアシステムについて

(1) 地域包括ケアシステムとは（別紙1参照）

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた本市の取組

ア 生活支援体制整備（別紙2参照）

【目的】

- ・ 地域におけるサービス提供主体やコーディネーター、地域活動団体等が集まり、情報の共有化・連携強化を図るとともに、介護保険事業に関連する地域の課題を掘り起こし、その解決策の検討等を行う。

【内容】

- ・ 日常生活圏域を対象とする第2層のコーディネーターが、担い手育成や地域ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを行い、協議体が関係者間で協議を行い、組織的に補完するとともに、全市域を対象とする第1層にも、コーディネーターや協議体を配置する。

イ 介護予防・生活支援サービス事業

【目的】

- ・ 高齢者の在宅生活を支えるため、要支援者・チェックリスト該当者を対象として、地域住民やNPO等の多様な主体が担い手となる重層的な生活支援・介護予防サービスを提供する。

【内容】

- ・ 訪問型サービス
食事や入浴の介助，掃除や整理整頓，衣類の洗濯，庭の掃除やゴミ出しなど，居宅における生活支援を行う。
ホームヘルパーによる専門性の高いサービスに加え，ゴミ出しなど軽易なサービスは地域住民やNPOなどが主体となり，サービス提供を行う。
- ・ 通所型サービス
看護師による健康チェックや教養講座，レクリエーションなど，施設等に通り生活行為向上のためのサービスを提供する。
専門職による機能訓練などのサービスに加え，レクリエーションや運動などの自主的な通いの場の運営は地域住民やNPOなどが主体となっていく。
- ・ その他の生活支援サービス
栄養改善が必要な方へ配食サービスを提供する。

(参考) 総合事業における事業者指定の状況

サービス	相当型	基準緩和型サービス (サービスA)	住民主体型サービス (サービスB)
訪問型	97者	2者	0者
通所型	150者	11者	0者

平成29年8月現在

ウ 地域療養支援体制整備 (別紙3参照)

【目的】

- ・ 地域の在宅医療・介護関係者による会議の開催，在宅医療・介護関係者向けの研修等を行い，在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を構築する。

【内容】

- ・ 入院医療機関と在宅療養に係る機関との協働により，退院から在宅での医療・介護サービスへの移行を円滑に行う。
- ・ 在宅で療養生活を送る高齢者の病状の急変時に対応するため，主治医・代診医制や緊急時の入院病床確保による，24時間365日医療提供体制を構築する。
- ・ 医療・介護関係者等を対象とした相談窓口の設置，多職種間の連携強化や専門的な知識・技術の向上を図る研修を実施する。

エ 認知症対策

【目的】

- ・ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

【内容】

- ・ 認知症への理解を深めるため、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンや認知症サポーターの養成などを行う。
- ・ 医療・介護者の資質向上や連携を強化し、自宅等で認知症高齢者の状態に応じた適切なケアが提供できるよう、医師やケアマネジャー等を対象とした合同研修を開催する。
- ・ 医師を含めた複数の専門職が家族支援など初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療に繋げ、自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームを設置する。(別紙4参照)